

論文審査の結果の要旨

申請者氏名 カスコヨ ハリ

住民参加を軸とする分権的ガバナンスは今や熱帯林政策の主流である。インドネシアの参加型森林管理のうち最も普及しているのがコミュニティ林業（HKm）であり、生産林と保安林の両方を対象として実施されてきた。しかし、保安林は地域住民の生計にとって重要な役割を果たしてきたため様々な軋轢が生じるはずである。このような問題意識に基づき、本研究はインドネシア・ランブン州の保安林を対象とする HKm の実施と成果について検討したものである。

続く 2 章では、概念枠組みとして「改良型・持続可能な生計枠組み」（MSLF）を提示した。改良点は、耕作を許可されている土地と保護すべき土地とを峻別して自然資本の分析を行うこと、および世帯と共有の資産を混同しないことである。3 章では、研究の方法について論じた。研究戦略として採用したのは、2 つの異なる生計手段（コーヒー栽培、ゴム・コーヒー複合栽培）を分析単位として比較する事例研究である。そのため、ビナ・ワナ（BW）とジャヤ・レスタリ（JL）という 2 つの農民グループを選定した。そして、農民世帯を豊かさランキング法によって 3 つ（裕福、普通、貧困）に類型化し、類型ごとに 12.5% の世帯をサンプルとして無作為抽出した。こうして選定した 135 世帯（BW の 60、JL の 75）への構造的・半構造的インタビューや観察のほか、行政機関（村、郡、県、州、国家）、企業、NGO、大学から聞き取り調査や文献・記録により質的・量的データを収集した。

4 章では、HKm の現状と課題について検討した。インドネシア政府は 1995 年から HKm を推進してきたが、導入以来 7 回も法的枠組みを変えた。そのため、HKm の権利獲得の要件、有効年数、面積、農民の権利と責任などが変化し混乱を招いた。この他 HKm の実行に影響を及ぼすのは地方行政による法規類の解釈の読み替え、スタッフ不足、環境より経済便益を重視する農民の嗜好などである。また、地方行政よりも NGO が支援する方が HKm の実施はうまくいくことも実証的に示された。

5 章では、人々の生計と森林へ与えた HKm の影響について検討した。まず、HKm は人々の 5 つの生計資産に正の影響を与えた。つまり、森林の取り扱いやグループ運営のための訓練を通して人的資本が強化された。アグロフォレストリー用の作物や樹木の栽培への支援で自然資本が増加した。HKm 活動の生産物や非木材森林産物（NTFP）の販売による収入増は金融資本の増加を意味する。これを用いて家屋、オートバイ、携帯電話といった物的資本を充実させることができた。HKm の権利獲得の要件であったグループ形成と会議の開催により内部結束型社会関係資本が強化され、農民グループは行政官や NGO など外部関係者と橋渡し型社会関係資本を形成した。また、人々が内外の違法伐採者から森林を守り、樹木の植栽など森林の管理を実行したため、HKm は森林保護の観点からも正の効果を発揮した。

6 章では、調査した事例をより広い議論の中に位置づけて考察した。コミュニティ林管

理は、持続可能な森林管理（環境面）と地元住民の生計向上（経済・社会面）を課題とする。しかし、インドネシアの保安林のように森林の保護に重点が置かれている場合、この二つの課題を同時に達成するのは容易ではない。それは、保安林における地元住民にとってのインセンティブは非木材森林産物と環境サービスに限られるからである。さらに、保安林は生産林など他の種類の森林と比べて地形条件が厳しいため、森林管理には大変な努力を要する。にもかかわらず、本研究で実証したように、HKmは経済・社会面と環境面で相乗効果を発揮していた。それは、人々がHKm活動用地（保安林の中の劣化した箇所）で個別に耕作し収入を得ることが合法化され、それが保護すべき箇所で集合的に森林を保護する動機付けとなっていたからである。

7章では結論と政策的含意を整理した。まず、本研究で提示した「改良型持続可能な生計枠組み」(MSLF)を保安林でのコミュニティ林業の分析に活用することの有効性を実証することができた。また、耕作すべき土地と保護すべき土地との峻別により、社会・経済面と環境面での課題の両立が可能となることを実証した。この結果から導き出される政策的含意は、法的枠組みの安定化、HKm活動に必要な技術の単純化、NGOが参加しやすい仕組み作り、環境サービスへの支払い（PES）のための市場とHKmとの連結、などである。

以上のように、本研究はインドネシア・ランブン州におけるコミュニティ林業の現状を分析し、将来の政策に示唆的な結論を得ることに成功しており、学術上および政策上の貢献が大きい。よって審査委員一同は、本論文が博士（農学）の学位論文として価値あるものと認めた。